

Blooming Camp 会員規約

さくらインターネット株式会社(以下、「当社」といいます。)は、当社が提供する **Blooming Camp** 会員サービス(以下、「本会員サービス」といいます。)の申請及び利用の条件として、以下のとおり **Blooming Camp** 会員規約(以下、「本規約」といいます。)を定めます。

第1条(目的)

1. 本会員サービスは、「多様な人が混ざり合うコミュニケーションの場と機会を通じて、チャレンジの連鎖をつくる」ことを目的として提供されます。
2. 本会員サービスの会員種別は次の各号に規定するとおりとします。
 - (1) シーズ会員
「やりたいこと」を持ち、本会員サービスを利用してその実現を目指す会員です。
 - (2) アルumni会員
自己の「やりたいこと」の実現に向けた活動を終えたシーズ会員のうち、他のシーズ会員をサポートする目的で本会員サービスに関与することを希望する者が、会員資格を移行してなる会員です。本会員サービスのうち、当社が別途定める一部のサービスのみを利用することができます。
3. シーズ会員を経ずにアルumni会員になること及びシーズ会員とアルumni会員の両方に同時になることはできません。

第2条(定義)

1. 本規約における用語は、次の各号に規定する意義を有するものとします。
 - (1) 本施設
グラングリーン大阪 JAM BASE 内に、当社が開設し運営する「Blooming Camp」をいいます。
 - (2) 申請者
本会員サービスの利用を希望し、本規約に同意して本会員サービスの利用を申請する個人をいいます。
 - (3) 会員
前条第2項に定めるシーズ会員とアルumni会員の総称をいいます。
 - (4) 会員等
申請者及び会員の総称をいいます。
 - (5) 会員情報
会員等が申請時に届け出た情報(当該情報につき申請後に変更が生じた場合、第13条による変更後の情報を含みます。)をいいます。
 - (6) 協力者

会員以外の個人又は法人で、本会員サービスの目的に賛同し、その達成のために協力する者をいいます。

(7) コミュニティマネージャー

本会員サービスの活性化及び管理のための業務を遂行する当社の従業員又は業務委託先をいいます。なお、本規約中の「当社」にはコミュニティマネージャーが含まれるものとします。

(8) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者をいいます。

(9) 利用料金

本会員サービスの利用の対価として当社が定める料金をいいます。

(10) 消費税等

消費税及び地方消費税相当額をいいます。

(11) 成果物

本会員サービスにおける活動の中で作成されたもの（文章、画像、3D データ、音声、映像、プログラム、ハードウェア、模型等の一切のものを指し、有形若しくは無形又は完成若しくは未完成を問いません。）をいいます。

(12) 知的財産権

著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利も含むものとします。）の総称をいいます。

(13) 適用法令

日本の法令をいいます。各法令には条例及び規則を含みます。

(14) 連絡等

通知、請求、問合せその他の連絡をいいます。

第3条（サービス内容）

1. 本会員サービスは、次の各号に規定するサービスで構成されます。各サービスの詳細は、本規約に紐づく個別規約に定めるものとします。

(1) オンラインコミュニティの提供

(2) 本施設の提供

2. 本会員サービスには、オプションサービスが設けられる場合があります。この場合、各オプションサービスの詳細は、本規約に紐づくオプションサービス規約に定めるものとします。

第4条（申請、審査及び入会）

1. 本会員サービスは、次の各号に定める申請条件を全て満たす者のみが申請でき、当社による審査に通過した者のみが本会員サービスを利用することができます。
 - (1) 個人であること
 - (2) 日本国内に居住していること
 - (3) 成年であること
 - (4) 本会員サービスの目的を理解し、積極的に活動する意思があること
 - (5) 前各号のほか、当社が別途定める詳細条件を満たすこと
2. 当社は、審査の結果を当社所定の方法により申請者に対して通知します。申請者は、審査に通過した旨の通知を当社が発信したあと、当該通知の案内に従って利用料金の支払を含む入会手続を行うものとします。全ての入会手続が完了した日が属する月の翌月1日を入会日として、本会員サービスの利用契約が成立し、申請者はシーズ会員の資格を得るものとします。なお、当社は審査内容及び審査結果の理由について開示する義務を負わないものとします。
3. 申請者は、当社が審査のために必要とする資料について、当社より提出を求められた場合には、これに応じるものとします。
4. 申請者に関して、次の各号に該当すると当社が判断した場合には、当社は、申請を拒絶し、審査を行わないことがあります。
 - (1) 以前に当社との契約に違反したことがある等、当社との契約に違反するおそれがある場合
 - (2) 会員情報に虚偽がある場合
 - (3) 申請者に対する本会員サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合
 - (4) 反社会的勢力である場合
 - (5) その他、当社が申請を通過させることが不相当であると認める場合

第5条（料金）

1. シーズ会員は、当社が別途定める本会員サービスの利用料金を、当社の請求に従い、前月末日までに支払うものとします。利用開始日の属する月及び利用契約が解除又は解約された日の属する月の利用料金はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。
2. 物価又は当社の施設に係る維持管理運営費の変動等により、当社が利用料金を不相当と認めるに至ったときは、事前にシーズ会員に通知することにより、利用料金を変更することができるものとします。
3. シーズ会員は、消費税等を、利用料金と合わせて当社に支払うものとします。法改正による税率の変更があった場合、当社は、既に利用料金及び消費税等の支払があったシーズ

会員に対し、当該税率の変更が適用される日から、当該既払利用料金の残余期間における消費税等相当額の差額を請求するものとします。この場合シーズ会員は、当社が当該請求において提示した支払方法及び期限により、当該差額を支払うものとします。

4. アルムナイ会員の本会員サービスの利用料金は、無料とします。

第6条（契約期間）

1. 本会員サービスの契約期間は、入会日から1ヶ月間とし、会員が契約終了月の15日までに当社所定の方法により契約を終了する旨の意思表示を行わない限り、利用契約は更に1ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は、利用契約を更新せず、契約終了月の末日をもって利用契約を終了することができるものとします。

(1) 会員が、3ヶ月毎に当社が会員に対して行うアンケートに、3回連続で回答しないとき

(2) 会員が、オンラインコミュニティ及び本施設を、9ヶ月間一切利用していないとき

2. 当社規約の規定に基づく解除又は解約を除き、会員は、利用契約を解除又は解約することはできません。

第7条（会員の義務）

1. シーズ会員は、自己の「やりたいこと」の実現、他のシーズ会員の「やりたいこと」の実現及び本会員サービスの目的の達成を目指し、他の会員又は協力者との交流及びイベント開催又は出席等、積極的に本会員サービスを利用して活動するものとします。

2. アルムナイ会員は、自己のシーズ会員としての経験を活かし、他のシーズ会員の「やりたいこと」の実現及び本会員サービスの目的の達成を目指し、積極的にシーズ会員をサポートする活動をするものとします。

第8条（コミュニティマネージャー）

1. 当社は、オンラインコミュニティ及び本施設内に、1名以上のコミュニティマネージャーを、当社が別途指定する時間内において常駐させるものとします。

2. コミュニティマネージャーは、各シーズ会員の「やりたいこと」の実現並びに本会員サービスの活性化及び目的達成のために、オンラインコミュニティ及び本施設内において、会員とコミュニケーションを取り、又は、次条に定めるマッチング活動を行います。会員は、コミュニティマネージャーに協力しなければなりません。

第9条（交流・マッチング）

1. コミュニティマネージャーは、各シーズ会員の「やりたいこと」の実現並びに本会員サービスの活性化及び目的達成のために、シーズ会員同士、シーズ会員とアルムナイ会員、

又はシーズ会員と協力者とのマッチングを行います。

2. シーズ会員は、自己の「やりたいこと」の実現、他のシーズ会員の「やりたいこと」の実現及び本会員サービスの目的の達成のために、マッチングを提案された相手方及びそれ以外の他のシーズ会員と、積極的に交流を図るものとします。
3. コミュニティマネージャーによるマッチングは、シーズ会員の「やりたいこと」の実現に対し、何らかの効果又は成果を保証するものではありません。
4. シーズ会員は、自己の「やりたいこと」の実現のために、他のシーズ会員、アルムナイ会員又は協力者に対して稼働を求める場合は、自己の責任と負担により、当該他のシーズ会員、アルムナイ会員又は協力者との間に必要な契約を締結しなければならないものとし、当該契約を適切に履行（報酬の支払を含みますが、これに限りません。）しなければなりません。

第10条（イベント）

1. 当社及びシーズ会員は、オンラインコミュニティ又は本施設内で、イベントを開催することができます。
2. シーズ会員がイベントを開催する場合は、その開催形式に応じて、オンラインコミュニティ又は本施設利用の個別規約に定める条件を遵守しなければなりません。
3. 会員がイベントに参加する場合は、主催者の定めるイベント参加に関する規約その他のルールを遵守しなければなりません。

第11条（権利帰属）

1. 成果物の知的財産権その他一切の権利は、作成した会員自身に帰属するものとします。
2. 会員は、シーズ会員が本会員サービスにおける活動の中で公開した成果物を、当社が本会員サービスの広告の目的で、ウェブサイト、SNS、ポスター、パンフレットその他の媒体への掲載等の方法で利用することを、無期限に許諾するものとします。なお、成果物に関して、当社は掲載時点の最新情報を確認する義務を負わず、作成時点の成果物を使用することができるものとします。

第12条（禁止事項）

1. 会員は、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社又は第三者（他の会員及び協力者を含みます。以下、本条において同じ。）の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権その他の権利（日本及び日本以外の国のものの両方をいいます。）を侵害する行為
 - (2) 当社又は第三者を差別、誹謗中傷若しくは侮辱し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為並びに本会員サービスのイメージを毀損する行為
 - (3) コミュニティマネージャー等の当社従業員又は第三者に対する脅迫、ストーーカー行

為又は嫌がらせ等の行為

- (4) 預貯金口座及び携帯電話の違法な売買、詐欺、無限連鎖講（ネズミ講）、規制薬物の売買、児童売買春等、適用法令の下で犯罪とされるものに結びつく行為
- (5) 適用法令の下でわいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に当たるとされる画像、文書等を当社又は第三者の閲覧に供する行為
- (6) 適用法令に照らし、違法に賭博・ギャンブルを行い、又は勧誘する行為
- (7) 適用法令における違法行為（けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等を含みますがこれに限りません。）を直接的かつ明示的に請負い、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
- (8) 本会員サービスで提供されるシステムに不正にアクセスする行為
- (9) 本会員サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (10) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を提供する行為
- (11) 第三者に対するネットワークビジネス、マルチ商法、保険又は情報教材等の勧誘又は販売等、当該第三者が希望しない営業活動等の行為
- (12) 違法に第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのある内容のメール送信、投稿、発言又は行動をする行為
- (13) 人の殺害現場又は動物虐待の画像等の残虐な情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を当社又は第三者の閲覧に供する行為
- (14) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為
- (15) 第三者に著しく迷惑をかける行為
- (16) イベントを開催する際に、イベントの参加者に対し、高額な参加費又は参加費以外の金銭の支払を求める行為
- (17) 第三者になりすまして本会員サービスを利用する行為
- (18) 当社又は第三者の施設又は設備等（本施設を含みますがこれに限りません。）の利用又は運営に支障を与える行為
- (19) 本会員サービスの運営を妨害する行為
- (20) 公序良俗に反する行為その他の適用法令に違反する行為
- (21) 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を実施させること及びこれを助長する行為
- (22) その他、当社が本会員サービスの会員として不適切であると判断する行為

第13条（会員情報の変更）

1. 会員は、会員情報に変更が生じた場合、当社所定の方法により速やかに当社に対して届け出るものとします。当社は、会員による変更の届出が遅れたこと又は会員が当該届出を怠ったことにより当社から会員への連絡が不着又は延着となった場合であっても、通常

到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとします。また、当社は、当該届出が遅れたこと又は会員が当該届出を怠ったことにより会員又は第三者が被った損害について、一切責任を負わないものとします。

第14条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本会員サービスにて会員が提供する個人情報（会員個人に関する情報であって、氏名、性別、生年月日、所属、メールアドレス、顔写真その他の記述等によって当該個人を識別できるものをいいます。）を取得します。当社は、本条に定めるほか、別途当社が定める「個人情報の取扱いについて」に従い、会員の個人情報を適正に管理します。本条と「個人情報の取扱いについて」との間に矛盾又は抵触する規定がある場合は、本条の規定が優先して適用されるものとします。
2. 当社は、会員より取得した個人情報を次の各号に定める目的にのみ利用します。
 - （1）本会員サービスの提供のため
 - （2）本人確認及び登録情報の確認、並びに会員が利用する各種システムの利用登録のため
 - （3）アンケート調査を行うため
 - （4）本会員サービスに関する問合せ等への回答のため
 - （5）メールマガジン等による情報の配信を行うため
 - （6）本会員サービスのアクセス状況及び利用状況の分析のため
3. 当社は、会員より取得した個人情報を以下のとおり第三者に提供するものとし、会員はこれに同意するものとします。
 - （1）提供の目的
本会員サービスの提供（第9条に定めるマッチングを含みますが、これに限りません。）のため
 - （2）提供する個人情報の項目
会員情報として当社に提供された氏名、顔写真その他プロフィール情報の記述等並びに本施設における会員の発言及びオンラインコミュニティサービスで提供されるシステムにおける会員の投稿に含まれる情報
 - （3）提供の方法
オンラインコミュニティサービスで提供されるシステム、口頭、電子メール、メッセージツール及び電話等による提供
 - （4）提供先
他の会員及び協力者
4. 本会員サービスにおける個人情報に関する問合せ、相談及び苦情の窓口は、以下のとおりとします。

さくらインターネット株式会社 Blooming Camp 事務局

URL : <https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=a1h7KyzeoEGEiwUJH>

YEOwk42PgEcC3xApKmSKVpMV7NUQk9UNFVETEZDSDhZSFBaVlk5ET
zBSTjBUWi4u

第15条（地位の譲渡）

1. 会員は、当社の事前の承諾がない限り、会員の地位若しくは権利を第三者に譲渡し、担保として提供等し、又は会員の地位若しくは義務を第三者に引き受けさせることはできません。
2. 当社は、本会員サービスに係る事業の全部又は一部を第三者に移転すること（事業譲渡に限らず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます。）に伴い、利用契約上の地位及び本規約及び個別規約に基づく権利義務を当該第三者に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

第16条（非保証、免責）

1. 当社は、本会員サービスの提供及び審査結果に関し、会員等に対し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証（特定目的への適合性、機能及び効果の有効性、サービスの品質、第三者の権利の非侵害性、事業の発展、提携の成立、プロモーション施策の成功、本会員サービスの定常的及び継続的な提供等を含みますが、これらに限りません。）も行わないものとします。会員は、自己の責任において自己の「やりたいこと」に関する意思決定（「やりたいこと」を実現するための方法及びその実施時期等の選択、他の会員及び協力者との交流、イベントの実施等を含みますが、これらに限りません。）をするものとし、当社は当該意思決定の結果について一切の責任を負いません。
2. 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、日本又は日本以外の国の法令の制定・改廃、公的機関等による命令・処分・要請、争議行為、輸送機関・通信回線の事故、システム障害、疫病その他当社の責めに帰することができない事由による本会員サービスの提供及び審査結果の通知の全部又は一部の遅滞又は不能について、会員等に対して一切責任を負わないものとします。
3. 会員が本会員サービスの利用に関して、当社の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、当社は、本会員サービスの1ヶ月分の利用料金相当額を限度として、賠償する責任を負うものとします。
4. 会員等の本会員サービスの利用又は審査結果に関連して、第三者（他の会員等及び協力者を含みます。）と当社又は会員等との間に発生した紛争に関しては、会員等が自己の費用と責任において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第17条（会員による退会）

1. 会員は、毎月15日までに当社所定の方法により通知することにより、当該通知を行っ

た月の末日をもって、毎月16日から末日までに当社所定の方法により通知することにより、当該通知を行った月の翌月末日をもって、本会員サービスの利用契約を解約し、本会員サービスから退会することができます。ただし、会員が当該通知を行った月の翌月以降の期間を対象とする利用料金の全部又は一部を既に支払っている場合は、当該利用料金に対応する期間の末日をもって解約の効力が生じるものとし、支払済みの利用料金は返還されません。

第18条（当社による除名）

1. 当社は、会員が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該会員に対し通知・催告をすることなく直ちに本会員サービスの利用契約を解除し、本会員サービスから当該会員を除名することができるものとします。
 - (1) 会員が虚偽の情報を用いて審査を通過したと当社が判断した場合
 - (2) 会員が本規約に違反したと当社が判断した場合
 - (3) 会員が差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立があった場合、若しくは清算に入った場合、又は日本以外の国においてこれらに類似の状態にあると当社が判断した場合
 - (4) 会員が手形、小切手が不渡りとなった等、支払を停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合
 - (5) 会員の行為（不作為を含みます。）により、公的機関等によって当社の許可その他関連資格が取り消される可能性があるとして当社が判断した場合

第19条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約を変更することがあります。当社は、本規約を変更する場合は、変更する7日前までに、当社が適切と判断する方法により会員に通知するものとします。会員は、本規約の変更が行われたあとに本会員サービスの利用を継続することにより、変更後の本規約の内容を承諾したものとみなされます。

第20条（本会員サービスの廃止等）

1. 当社は、本会員サービスの全部又は一部を中断、変更又は廃止することがあります。その場合、当社は事前に会員に対し通知を行うものとします。ただし、ただし、次の各号に該当する場合その他の当社が緊急を要すると判断した場合は、会員に事前通知を行うことなく直ちに本会員サービスを中断、変更又は廃止することがあります。
 - (1) 公的機関等による命令、処分、要請等により直ちに本会員サービスの全部又は一部を廃止する必要性が生じたとき
 - (2) 当社が本会員サービスを提供するために使用する施設、設備又はシステム等を提供し

ている第三者と当社との関係が終了するなど、本会員サービスの提供方法を変更する
必要が生じたとき当社が判断した場合

2. 本会員サービスの中断、変更又は廃止に関連して会員が被った損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 当社が本会員サービスの全部又は一部を廃止した場合には、廃止した時点をもって当然に本会員サービスの当該廃止部分の利用契約は終了するものとします。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 申請者又は会員は、自己又は自己の代理人、媒介をする者若しくは履行補助者（会員が活動を行うために用いる者をいい、個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる下請事業者を含みます。以下、本条において同じ。）が、申請時において次の各号の一に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 反社会的勢力であること。
 - (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 申請者又は会員は、自己、自己の代理人、媒介をする者若しくは履行補助者が、自ら又は第三者を利用して、当社又は当社との関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約するものとします。
3. 当社は、会員が前二項のいずれかに違反したとき当社が認めた場合、当該会員に何らの通知・催告をすることなく、直ちに本会員サービスの利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、会員が反社会的勢力に該当すると当社が認めた場合には、当該会員に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、当該会員は速やかにこれに応じなければならないものとします。当該会員がこれに速やかに応じず、又は、虚偽の説明をする、若しくは虚偽の資料を提出するなど誠実に対応しなかったとき当社が認めた場合、当社は、当該会員に何らの通知・催告をすることなく、直ちに本会員サービスの利用契約を解除することができるものとします。
5. 前二項の場合、会員は、利用契約を解除されたことを理由として、当社に対し、損害の賠償を請求することができないものとします。また、この場合、会員は当社に対し、当社

に生じた一切の損害を賠償するものとします。

第22条（連絡及び言語）

1. 当社から会員等に対する連絡等は、会員情報に含まれる宛先に対する電子メールの送信若しくは書面の送付、又は本会員サービスに関するウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の連絡等は、当社が電子メール又は書面により連絡等を発信した時点、又はウェブサイト連絡等を掲載した時点で会員等に到達したものとみなします。当該連絡等が会員等に到達しなかったか、会員等の環境において電子メールやウェブサイトを正しく表示できなかったとしても、当該不到達や正しい表示ができなかったことに関連して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 連絡等に用いる言語は日本語とします。また、本規約及び当社による本会員サービスに関する説明は、全て日本語によるものを正文とします。会員等は、日本語が用いられた電子メール又はウェブサイトを正しく受信し、閲覧できる環境を自己の費用と責任において用意しなければなりません。

第23条（準拠法）

1. 本規約の準拠法は、日本法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

第24条（紛争の解決）

1. 本会員サービスについて紛争、疑義、又は取り決められていない事項が発生した場合は、当社及び会員等は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。
2. 本会員サービスに起因し、又は本会員サービスに関連する一切の紛争について、会員等が当社を提訴する場合は、東京地方裁判所を、第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（分離可能性）

1. 本規約について、いずれかの条項又はその一部が、法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

附則

第1条（適用開始）

1. この規約は、2024年10月23日に制定され、同日より適用されます。

第2条（料金に関する特則）

1. 本会員サービスは、前条の制定日から2025年3月末日までを無償期間とし、当該期間内においては、第5条第1項ないし第3項の規定は適用されません。
2. 当社は、前項の無償期間の終了前に、シーズ会員にその旨を通知するものとします。
3. シーズ会員は、当社が前項の通知において指定する期限までに、当社が指定する方法で当社に申し出ることにより、無償期間の末日をもって、本会員サービスの利用契約を解約し、本会員サービスから退会することができます。
4. シーズ会員は、当社が第2項の通知において指定する期限までに、当社が指定する決済に関する手続きを行い、無償期間終了後1ヶ月分の利用料金を当社に支払うものとします。シーズ会員が当該手続きを実施せず、利用料金の支払が行われなかった場合、本会員サービスの利用契約は終了するものとします。